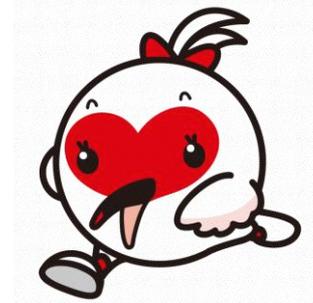


『休日の部活動の段階的な地域移行について』

～これまでの経緯と、国及び県の考え方～



県教育庁保健体育課

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

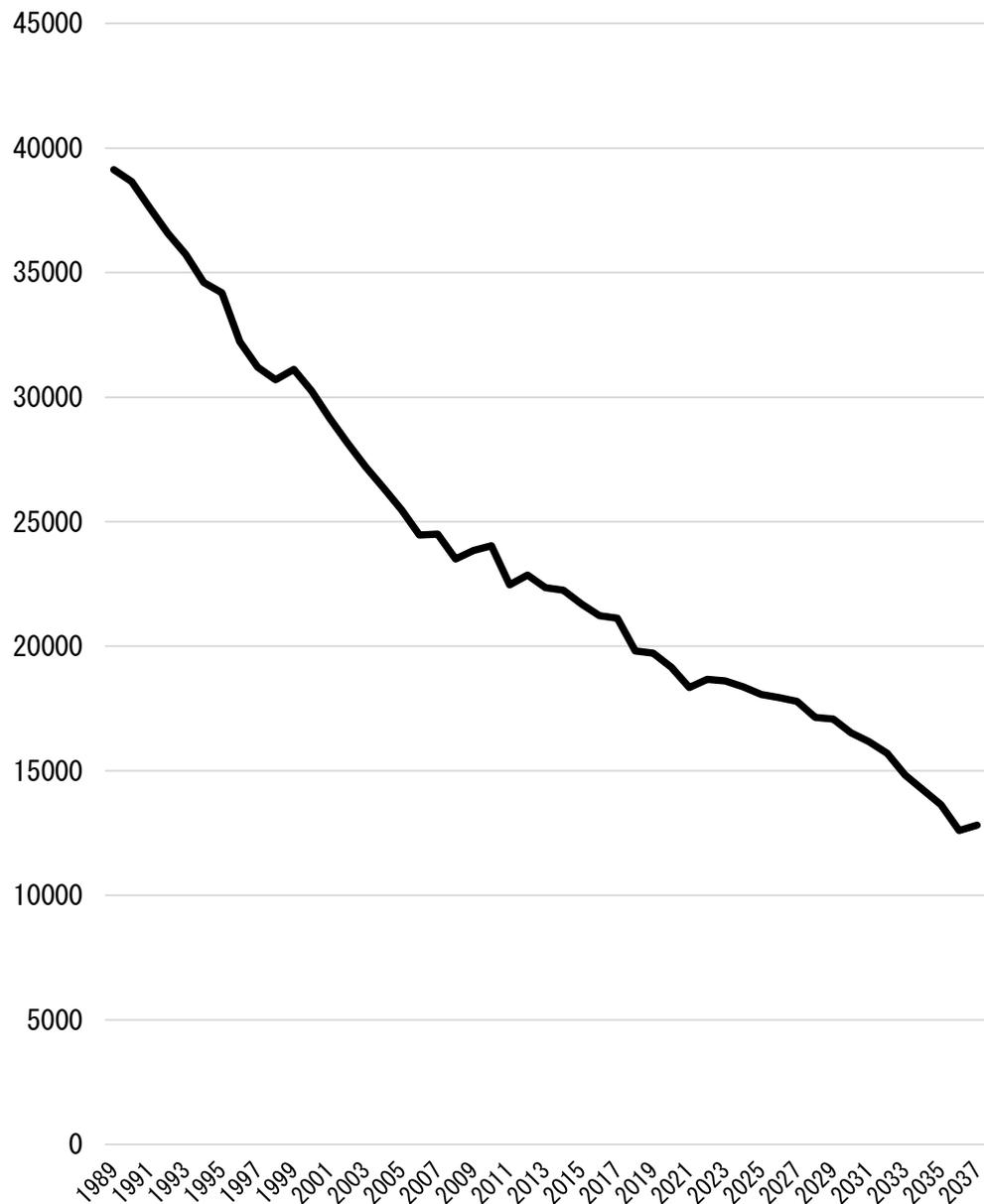
- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるI C T活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

新潟県の15歳人口の推移

1989年～2037年 (2023年以降は推計)



約50年間で約26,305人減少
(▼67.2%)



以降も減少傾向が継続することが予想される。

新潟県推計人口(令和4年10月1日現在)に見る年齢別推計人数

県全体の年齢別推計人口

県全体	0歳	5歳	10歳	15歳
人口(人)	11,993	14,811	17,122	18,608
15歳人口に対する割合	64.5%	79.6%	92.0%	

-6,615人 ÷ 165学級

市町村別の年齢別推計人口(減少割合が特に顕著な市町)

A市	0歳	5歳	10歳	15歳
人口(人)	179	270	329	409
15歳人口に対する割合	43.7%	66.0%	80.4%	

B町	0歳	5歳	10歳	15歳
人口(人)	15	28	35	41
15歳人口に対する割合	36.6%	68.3%	85.4%	

三条市	0歳	5歳	10歳	15歳
人口(人)	512	633	777	791
15歳人口に対する割合	64.7%	80.0%	98.2%	

-279人 ÷ 7学級

なぜ部活動を地域の活動に移行することが必要なのか？

【少子化の影響による学校規模の縮小】

- ◇部員数の減少により単独でチームを組めない。
- ◇そもそもやりたい競技の部活が設置されていない。
- ◇専門の指導ができる顧問がない。

+

秋以降、平日の活動時間は1時間程度

【子どもたちのニーズの多様化】

- ◇競技力向上だけにこだわらず運動を楽しみたい。
- ◇友達と楽しい時間を過ごしたい。
- ◇運動部に入っていないなくても週末くらいは軽く汗を流したい。
- ◇スケートボード、ボルダリングやブレイキンなど、アーバンスポーツに取り組みたい。

この先も続く少子化

部活動で対応しきれない
ニーズの広がり

中学生が、今後も充実したスポーツ活動に取り組むためには、学校部活動に代わる、より望ましいスポーツ環境を、新たに整備する必要がある。

休日の部活動の地域移行後の中学生の運動機会

活動の種類（運営主体）		活動の目的	予想されるメリット・デメリット
民間のクラブチーム （アルビレックス、JSSなど）	◇選手コース ◇トップチーム	競技力向上	【メリット】 プロ指導者による専門的指導の下での競技力向上 【デメリット】 ・経済的負担大 ・時間的負担大 ・地域間格差大
	◇普及クラス	運動機会の確保	
地域のクラブチーム （スポ少、市町村協会、NPO、町道場など）		競技力向上 > 運動機会確保	【メリット】 地域での活動のため移動等の負担が比較的委少ない 【デメリット】 ニーズに応える活動がない可能性
競技団体主催の活動	◇国体強化 ◇年代別強化	競技力向上	【メリット】 学校部活動から独立した強化活動が可能 【デメリット】 移動手段の確保が困難
	◇普及	人材発掘 > 競技力向上	【メリット】 中体連競技（種目）以外の普及が可能 【デメリット】 移動手段の確保が困難
学校以外の団体が運営し教育委員会が運営方針の決定等に関わる地域スポーツ活動 市町村教育委員会を中心に、運営主体（総合型地域SC、スポ少、市町村協会等）と連携した制度設計。兼職兼業による教員の指導可。		運動機会確保 > 競技力向上	県内4市で実施の国モデル事業等により検証中

運動部活動の地域移行の方針

「生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と、 教員の働き方改革の推進の両立」

- ・ 地域移行後の活動の参加率 \geq 現在の運動部活動加入率（68%）
- ・ 指導を希望しない教員が指導しなくてよく、一方で指導を希望する教員のやりがい失われることのない環境づくり



教育委員会が運営方針の決定等に関わる地域スポーツ活動の目的

「運動したい生徒すべてが参加可能な、 競技力向上のみを目的としない運動機会の確保」

- ・ 運動したい生徒すべてが活動できる場の提供（敷居を下げた活動）
- ・ アウトドア活動やシーズンスポーツ、種目を限定しない活動、世代間交流を行う活動、運動部活動を行っていない生徒の掘り起こしなども可能



競技協会等が主催する活動の目的
「競技力向上（強化）・競技人口拡大（普及）」

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化芸術活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

休日の、地域の活動での指導を希望する教員について

4 三条市

○回答者の内訳

勤務地	居住地	回答者数(1)	うち、指導希望人数(2)	うち、三条市での指導希望人数
市内	市内	35	13 ((1)に対して 37.1%)	10 ((2)に対して 76.9%)
	市外	105	31 ((1)に対して 29.5%)	12 ((2)に対して 38.7%)
市外	市内	67	29 ((1)に対して 43.3%)	17 ((2)に対して 58.6%)
	市外			6
合 計				45

○指導を希望する競技と活動方針

競技等	人数	楽しみながら 競技力向上	厳しい指導で 競技力向上	競技力向上より 楽しさ重視	競技性のない 活動	世代間交流など 誰でも参加可能
サッカー	10	10				
ソフトテニス	5	2	3			
卓球	5	2	1	1		1
剣道	5	4		1		
軟式野球	4	3	1			
吹奏楽	4	4				
バスケットボール	3	1	1	1		
陸上競技	3	1	1	1		
バレーボール	2	2				
水泳	1		1			
バドミントン	1			1		
美術	1	1				
ヨガストレッチ	1	1				
合 計	45					

中体連大会の参加規程の改定について

◆日本中体連は、令和5年度全中大会から地域スポーツ団体等の参加を認めることを決定



◆県中体連は、地域スポーツ団体等が県中体連主催大会に参加する際の認定基準を策定

《抜粋》

○県中体連の目的及び活動を理解し、それを尊重すること

○継続的に、指導者資格を有する指導者もしくは相当の指導経験があり、今後指導者資格を取得する意思がある指導者の指導のもと、適切かつ組織的な活動が行われていること。指導者は競技ガイドラインに則り、人権を尊重した指導を行っていること。

○スポーツ庁が発出したガイドラインの「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進」「適切な休養日の設定」を遵守していること。

○全ての県中体連主催大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

◆日本中体連は、令和5年度全中大会における特例競技部細則を策定

《一例》

○陸上競技 リレーは、登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、団体(地域クラブ等)の所属で参加できる。

○サッカー 地域クラブ団体等としてU-15チームがクラブユース連盟へ加盟登録していないこと。